

博士学位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

第34号

2012年9月

京都産業大学

— は し が き —

本号は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規定による公表を目的とし、平成24年9月22日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第4条第1項によるもの（いわゆる課程博士）であり、乙は同条第2項によるもの（いわゆる論文博士）である。

目 次

論文博士

1. 顔 萬 進〔博士（法律学）〕…………… 1

氏 名 (本 籍)	顔 萬進 (台湾)
学 位 の 種 類	博士 (法律学)
学 位 記 番 号	乙法第8号
学 位 授 与 年 月 日	平成24年9月22日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第2項該当
論 文 題 目	中国「台湾同胞投資企業協会」の設立、運営とその展開 —中国の対台湾の統一戦線の観点からの分析—
論 文 審 査 委 員	主 査 清河 雅孝 教授 副 査 西村 峯裕 教授 〃 戸田 五郎 教授

論 文 内 容 の 要 旨

顔萬進氏の学位申請論文は、「中国『台湾同胞投資企業協会』の設立、運営とその展開—中国の対台湾の統一戦線の観点からの分析—」(A4判121頁、38行×35字、未刊)と題する。その内容は、学位申請論文第2章「『台湾同胞投資企業協会』の組織運営」、第3章「『台湾同胞投資企業協会』から『全国台湾同胞投資企業連合会』に至るまでの組織の機能の必要性」、第4章「中国の『台湾同胞投資企業協会』の策略の評価と分析」の既発表の論文に学位申請論文第1章「序論—研究の発端と研究の目的、文献検索、論理基礎と研究方法、研究のフレームワークと章節の構想」、第5章「結論—台資企業協会発展の構造と条件の分析、台資企業協会発展の制度変遷比較、台資企業協会運営の機能の必要性分析、研究成果と発見—新思考による台湾企業の研究、将来の研究への提案などの新稿を加えて、全5章から構成されている。その目次と初出一覧は次の通りである。

(一) 論文の目次と初出一覧

目 次
第1章 序論

- 1 研究の発端と研究の目的
 - (1) 研究の発端
 - (2) 研究の目的
- 2 文献検索
- 3 論理基礎と研究方法
 - (1) 論理基礎
 - (2) 研究方法
- 4 研究のフレームワークと章節の構想

第2章 「台湾同胞投資企業協会」の組織運営

- 1 はじめに一問題意識：中国の台湾政策に対する改変—兩岸通商と平和統一
- 2 「台湾同胞投資企業協会」設立の背景及び実態
 - (1) 台湾企業の中国への投資に伴い年々増加する需要
 - (2) 中国政府の台湾企業における組織化管理
- 3 「台湾同胞投資企業協会」の位置づけ、管理と組織運営
 - (1) 「二重管理体制」—中国政府の社会团体に対する管理方式
 - (2) 「二元構造」—中国社会団体の構造上の特色
 - (3) 中国政府の「台湾同胞投資企業協会」に対する管理体制
 - (4) 中国「台湾同胞投資企業協会」の組織運営
- 4 おわりに

第3章 「台湾同胞投資企業協会」から「全国台湾同胞投資企業連合会」に至るまでの組織の機能の必要性

- 1 はじめに一問題意識：「台湾同胞投資企業協会」の制度変遷
- 2 「台湾同胞投資企業協会」の機能分析
 - (1) システム機能の需要
 - (2) 過程機能の需要
 - (3) 政策機能の需要
- 3 「台湾同胞投資企業協会」から「全国台湾同胞投資企業連合会」の発展
 - (1) 「台湾同胞投資企業協会」の機能と限界
 - (2) 「全国台湾同胞投資企業連合会」の成立の政治的基盤—胡錦濤政権の対台湾政策の転換
 - (3) 「全国台湾同胞投資企業連合会」の成立と組織運営
- 4 おわりに

第4章 中国の「台湾同胞投資企業協会」の策略の評価と分析

- 1 はじめに一問題意識：中国政府は「台湾同胞投資企業協会」における策略運用の把握

- 2 中国統一戦線における台湾企業のマクロな条件とミクロな条件
 - (1) マクロな条件の分析
 - (2) ミクロな条件の分析—台湾企業の経済的行為と社会組織のエフェクト
- 3 中国政府の台湾企業と台資企業協会に対する支配の強化
 - (1) 台資企業協会の組織分析—強い國家、柔軟かつ堅牢なネットワーク、薄弱な協会下の組織効能
 - (2) 各種の資本の運営—政治的資本、経済的資本と社会的資本
- 4 おわりに—新たな思惟の下での台湾企業の研究
 - (1) 国家中心と社会中心思考の幻想から決別—コーポライティズムの思考
 - (2) 台湾企業と台資企業協会に対する国家能力の再構築
 - (3) 中国と台湾との政治的な対峙の狭間における台資企業協会の役割

第5章 結論

- 1 総合比較と分析
 - (1) 台資企業協会発展の構造と条件の分析
 - (2) 台資企業協会発展の制度変遷比較
 - (3) 台資企業協会運営の機能の必要性分析
- 2 研究成果と発見—新思考による台湾企業の研究
 - (1) 論理の発見
 - (2) 政策の発見
- 3 将来の研究への提案

初出一覧

- 一 第二章
「中国「台湾同胞投資企業協会」設立の許可とその戦略目的」
産大法学 第43巻 第3・4号 141頁~168頁（2010年2月）
- 二 第三章
「中国「台湾同胞投資企業協会」の法的規制とその機能—組織の拡大と機能の変容—」
産大法学 第44巻 第2号 80頁~131頁（2010年9月）
- 三 第四章
「組織的な依頼：中国の「台湾同胞投資企業協会」の支配方法とその効果—」
産大法学第46巻 第1号 193頁~238頁（2012年7月）

前述の通り、第1章と第5章は、新たに執筆されたものである。

(二) 論文の概要とその特色

1 中国は、対外開放、経済改革を推進し、資本力と技術力に富む台湾企業の取り込みを強めて台湾の資金と技術を吸収している。同時に台湾企業の力を利用し、かつ支配するために、各地における「台湾同胞投資企業協会」（以下、「台資企業協会」と略称）の設立を許可した。1990年から今日に至るまで発展を重ね、同協会は124団体になった。2006年末に至り、中国政府は、各地の台資企業協会の全国的組織である「全国台湾同胞投資企業聯誼会」（以下は「台資企業連合会」と略称）の設立を認めた。本論文は、中国において経済と政治が一体化した現況を検証するとともに、研究において、中国政府が如何にして台資企業協会の発展と運営を利用して台湾に対する「統一の戦略」とその政治的な目的を實踐するの理解することを核心とする。中国が政治的には対立関係にある台湾に対し、同協会を通じて「経済的勧誘」攻勢をかけ、一定の成果を挙げている現状が解明されている。しかもこの成果が、政治的意図をもった「優遇」のおかげというよりも、むしろある種の経済的合理性をもっているがゆえであることも解明している（「顔萬進氏 博士論文予備調査報告書」）。

中国の革命期に用いられていた「統一戦線」は、経済的な色彩を加味しながら現在も活用されている。「武力で台湾を解放する」または「政治で台湾を解放する」から、「経済で台湾を解放する」へと中国対台湾政策は変遷した。本論文を介せばそこに中国政府の所為が作用していることは、火を見るよりも明らかである（北京市台湾同胞聯誼会『台湾会館与同郷会』（北京大学、2012年））。中国が国際社会に足を踏み入れた現時点において、経済、法律すらこの「統一戦線」の推進役として運用されている。資本主義の世界において適用されている法技術は、「統一戦線」推進の範疇においては無力であることを暗に指摘している。

2 第1章では、本研究の意図、その文献上、方法論上の基盤を的確に論述している。具体的には、本文は、「歴史的制度主義」を基礎として、台資企業協会の公式な制度と非公式の制度の二面における運営と発展を分析するとともに、「コーポラティズム」の角度から、「国家—社会」関係の変遷において、台資企業協会が如何に機能を変換させ調整し、「台資企業連合会」に発展したかを分析する。最終的に、「組織的な依存」の論理の観点から、上記の台資企業協会の制度設計と機能運用の過程において、中国政府が如何に対台政策の戦略計画と運用を実施したか、探求することが概説され、その方法論が明らかにされた。

以上のおり論述された目的論と方法論に沿って第2章、第3章、第4章における考察が展開されている。

3 第2章は、中国の対台湾政策の変遷の脈絡から、台資企業協会の設立、組織運営、管理などの組織実態を分析するものである。当初台湾企業は、その経済的目的を實現するという経済的で、かつ単純な動機で同協会の設立を要請した。しかし、中国政府は、同協会設立の許可を通じて、その政治的目的を経済的なオブラードに包んで台資企業

に飲ませようとしていたことが仄めかされている。そこで、台資企業は、中国政府における同協会設立許可の意図の逆手を取って、経済的な利益を追求しつつ中国において各地方勢力との連携をし、より経済的で、自由な新天地を切り開き、中国政府の支配を避けようとした。これに対して、中国政府は、同協会を利用して台資企業に経済的利益の誘因を与え、その支配を介して台湾政府に影響を与えようとした。このような相克、相生のドラマが展開されている。

4 このドラマの展開の中で、各地に設立された台資企業協会から中央における連合体である「全国台資企業連合会」の結成に至るまでの発展過程を論じ、連合体結成までの制度変遷の機能需要と動機を探求したのが、本論文の第3章である。これにより、前述のドラマのスケールが一層拡大され、政治色が一層濃厚になった。

5 第4章において、第1章で提示された方法論または方法的な視点に基づく分析をつまびらかに展開し、中国政府の台資企業協会把握のための統一戦線策略運用を評価・分析する。すなわち、「歴史的制度主義」、「統合主義」と「組織的な依頼論理」の連結を通して、本研究は分析のフレームワークを提供し、台資企業協会が如何にして中国の経済統治策略の一環とされてきたのか、を説明し、また台資企業協会は如何にして「経済勧誘」の誘因を提供するか、を描写した。

中国の台湾企業政策および台資企業協会に対する制御は、対台政策の調整の中に構築されている。調和の取れた国家と社会の関係のもとでは、政治資本、経済・社会資本を操作して中国の政治、経済利益と一致させることができる。

これに対して、台湾企業と台資企業協会の経済行為は、完全な理性が現れているわけではなく、全体の制度環境の変化と社会の関係ネットワークの連動内容に埋め込まれている。構造条件と制度環境について言えば、主に中国政府の対台湾政策の影響を受けており、台資企業協会が有する活動空間は単なる「埋め込まれた自主性」であり、やはり北京の政治権威のフレームワークと経済資源の分配体系の中である。せいぜい若干の機能的な経済社会的役割を有するのみで、国家・政府に浸透し、または対抗する能力は備えていない。

本章では、さらに、政治資本、経済資本、社会資本を通して台湾企業と台資企業協会の機能と役割を分析した。政治資本について言えば、台資企業協会は主に北京の対台湾政策に対する統一戦線機能を実行しており、これらの統一戦線機能を、「人質」、「仲間」、「ロビイスト」、「手先」など四つの内包に分けている。このような前提のもと、中国、台湾関係にはいわゆる関係構造的空間が存在する。この空間を埋め合わせるために、台資企業協会は常に複数の関係ネットワークの集合体と情報とを結びつけるノードになっている。よって、台資企業協会を把握することは、中国、台湾の社会関係における構造的空間の改善に役立ち、取引コストの低減が可能だけでなく、さらに台資企業協会を利用していわゆる「代理人」となって「導入し、出て行く」の政治目的に取り組むことができる。

6 第5章として同協会が中台経済関係において如何に要の役割を果たすまでに

至ったのか、その理由を解明している。ここで、被審査者は「歴史的制度主義」のフレームワークを提供し、台資企業協会が如何に中国の「経済統治策略」の一環となっているのか、を分析するほか、台資企業協会が如何にして「経済勧誘」の誘因を提供したかを説明する。本研究の基礎と成果において、今後の研究者に対して、将来さらに中国の近年の台湾企業、中国に常駐する台湾人、さらに一般の台湾人に対する一連の「台湾優遇措置」を分析し、中国の台湾に対する「経済勧誘」の手段を完全に説明することで、さらに役立つ研究の成果が得られると提案した。

7 最後に被審査者が本研究において導入している方法論について、その論文の公表後、議論が喚起されている。公聴会または口頭試問でも、指摘されている。

これについては、審査委員は、指摘された「社会化」と「コーポラティズム」について若干の所見を述べておきたい。

「社会化」は、一つには従来全く知られておらず、意識されていなかった事物や事象が広く知れわたり、社会共通の認識となることを意味している。今ひとつは、幼児が成長の過程で役割学習などを通じて自己の社会関係的な位置や役割を認識し、潜在意識の底に内面化していく現象を指す。フロイド精神分析学を踏まえ、社会心理学で認められた理論であり、パーソンズがこれを社会学に取り込んでいる。我が国では、小室直樹が川島武宜編「法社会学講座」（岩波書店）でこれを紹介していたことを記憶している。被審査論文では、第一の意味も含意していないとは言えないが、主に第二の意味で用いられている。本来、個人を対象としており、団体に適応されるべき理論でないことは言うまでもない。ただ、論文では、当該社会団体法人がその活動の範囲を拡大し、社会的に認知されるに伴い中国社会に果たすべき役割を認識してきたプロセスを「社会化」の用語をもって記述しているのであり、比喩的な表現である。論旨には誤りはなく、妥当であるが、このことを述べる段落の最初に「比喩的な表現ではあるが」という断り書きを付しておけば良かったと思われる。

コーポラティズムの概念は多義であり、どのような意味で用いているか、明らかではない。元々、社会組織を有機体たる人体にたとえ、頭脳というべき最上層部の意思に下部組織が服する一体化した組織を指称したものと思われる。現在では支持されていないが、法人有機体説はその民法における反映である。かつてはファシズムやナチズムに援用され、権力的コーポラティズムといわれた。経営者団体、労働組合、その他社会の有力な組織を政策決定に参加させるという名目で国家に統合する社会主義的要素を含む組織原理であったと考えられる。戦後は経営者団体や労働組合、その他の有力団体を政策決定に参加させる国家や企業の共同決定システムを指すものとして用いられ、ネオコーポラティズムと称されている。産業別労働組合を構成要素として、全国レベルの労働組合組織が形成されている西欧諸国においては最上層部の意思決定が下部にまで浸透し、賃金上昇圧力を減少させ、インフレ抑制に繋がったと評価されている。価値関係的に論じられる場合もあるが、対極にある米国の多元主義と比較して、記述的に論じられるのが通例である。

日本は、企業別組合が主体であり、産業別労働組合はその緩やかな連合体であり、全国組織はなおもその緩やかな連合体であるにすぎない。労組に加入しない労働者は年々増加している。これをもって労働なきコーポラティズムと論ずる向きもあるが、その実質は、戦時の総動員態勢の組織原理をそのまま継承した官主導の政策決定が行われてきたのに過ぎない。戦前はいうまでもなく、戦後もなお国家や企業を家産として認識する意識は継続しており、ここにコーポラティズムの理論を当てはめることにどれだけの実益があるのか疑わしい。医師会や弁護士会は圧力団体として影響を与えているが、これはむしろ多元主義の米国に類似する現象でもある。

中国は同族組織ともいふべき宗族制度を実質的にはなおも維持している。王朝政治の伝統の中で官僚支配と皇帝を頂点とする縦系列の専制主義が確立し、同族的ないしは擬似同族的な人間関係を縦軸とする独特の社会構造が形成されている。現代中国もなおこのような伝統を引き継いでおり、政治権力と密接不可分な経済利益集団に下からのマフィア組織が結びついた柔軟性を欠く体質を有するに至っている。個人が確立した西側先進国のコーポラティズム概念を東アジア、殊に中国社会に適用することは不適切である。もっとも、被審査論文は当該社会团体法人が中国政府の意思を台湾企業に一方的に押しつけるのではなく、台湾企業側の要望をも採り入れて投資環境の改善に勤めている状況を文章表現のレトリックとしてコーポラティズム概念を用いて述べているのである。ここで実質的に述べられていることは的確であり、論旨は明快である。

冷戦構造の崩壊で、国際社会は大きな変動を来しており、これまでの安定した法理論で十全に国際取引が行えない局面も生じている。最前線で国際取引する企業や投資家にとっては変動する社会の実態を的確に捉えていくことこそ重要である。被審査論文はこの要請に応えるものであり、今後の研究の方向性を示唆するものとして高い評価に値する。

論文審査結果の要旨

本論文は、1990年の設立以来、中台経済関係の要として大きな役割を果たしてきた台資企業協会に関する、初めての系統的な専門研究である。日本では、もちろん中国語圏でも、これほどの系統的研究は、まだ登場していない。被審査者は、1993年に京都大学大学院法学研究科法律学専攻の博士前期課程を修了している。その後、台湾で研究スタッフないし政策系の実務として勤務してきた。2003年には本国で『在野時期民進党大陸政策』という、600頁に及ぶ大著を公刊している（「顔萬進氏 博士論文予備調査報告書」）。以上のとおり、本研究は、この延長線にある成果であり、被審査者の約20年間の研究生活または実務的な体験から到達された境地である。

同氏の研究は、中台の関係資料と数多くの先行論著を丹念に博搜する地味な作業をしたうえで、慎重に熟慮して確実な結論を導き出す手堅い実証方法で一貫されている。

しかし、本論文では、多くの先行論著に依拠しながら、伝統的な方法論または視点を排除し、新たな視点を採用していることは、大胆ではあって、新味があり、対中国の思考に刺激を与える。改革開放後の中国は、清朝の末期の洋務運動、国民党政府の買弁経済政策などの「一方的導入もしくは一方的出て行く政策」または改革開放前の自力更生・自給自足の閉鎖的な経済政策を一蹴して「大胆に導入し、これを支配したうえで打って出る」という開放政策、すなわち、導入することと出て行くことをリンクさせる政治・経済政策により、一定の成果を得ている。その有効性が確認されているこの「導入して出てゆく」方策は、当分続くであろうと主張している。

また、前掲の「支配」とは、あくまでも、政治的な支配であり、経済は、単なる政治的な支配の道具であることを明示されている。したがって、対中国において唱えている政経分離の政策は、被審査者にとって、たわごとの響きがする。中国では、純経済理論が通用しないと同時に純法律論の活用範囲もきわめて限定されている。

さらに本論文における被審査者の見解は、政治的な緊張関係を有する中、台関係においてのみ適用されるのではなく、政治的な色彩の濃淡こそあるが、日中関係、対朝鮮半島、東南アジア諸国関係、対アメリカまたはEU諸国関係などのすべての中国の対外関係にも重用される。その意味において本論文は、意味深いものがある。被審査者は、特定の政治意識の持ち主でありながら、対中関係の将来について決して楽観視していない。その冷徹さには脱帽する。この冷徹さは、被審査者の台湾の対中政策の構築に生かされるであろう。

本論文の多くは、初出の段階から論説資料保存会『中国関係論説資料』の掲載に採用され、肯定的に評価されている。その問題意識の的確さと論理的な分析能力の高さとの点において、将来における大きな結実を予測させる研究であり、学術論文の水準に十分達していると評価しうる。

強いていえば、被審査者論文が和訳であることもあって文中に若干文字的、または文法的な誤りが散見される。注または引用も、日本において馴染まないところがある。3回にわたり、公表されたので、文言の不統一も見られるが、これらは、若干の手直しによって治癒されるものであり、被審査論文の学術的価値は、いささかも損なわれるものではない。または、二次的な文献の使用も一部見られるが、資料収集の環境に鑑みれば、やむを得ないといえよう。

以上を総合して、われわれ審査委員三名は、本論文の筆者である顔萬進氏が、博士（法律学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと、一致して判定する。